

※令和 7 年 4 月 1 日から、自己負担額が変更されています。

入院時食事療養費

区分	自己負担額 食費（1 食あたり）（※1）	
	令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一般	490 円（※2）	510 円（※2）
小児慢性特定疾病児童等又は 指定難病患者（※3）	280 円	300 円
市民税非課税世帯	230 円 【180 円】 （※4）	240 円 【190 円】 （※4）
市民税非課税世帯で世帯全員の所得が 0 円 （※5）の世帯における 70 歳から 74 歳までの方	110 円	110 円

（※1）食事代の 1 日の自己負担額は 3 食に相当する額を限度とします。

（※2）平成 28 年 4 月 1 日において継続して 1 年以上精神病床に入院している方で、引き続き入院されている方については、260 円になる場合があります。

（※3）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病児童等又は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者。

（※4）【 】は、直近 12 か月の入院日数が 90 日を超えている場合の負担額。

（※5）公的年金等控除額は 80 万円として計算します。

入院時生活療養費

「療養病床」に入院する 65 歳以上の方については、次の表のとおり食費（食事代）の負担と、居住費（光熱水費相当額）の負担が必要です。

ただし、市民税非課税世帯や、指定難病患者の方は自己負担額が軽減されます。

入院時生活療養費

区分	自己負担額		
	食費（1食あたり）（※1）		居住費 （1日あたり）
	令和7年3月31日 まで	令和7年4月1日 から	
一般	490円 （450円）（※2）	510円 （470円）（※2）	370円
指定難病患者（※3）	280円	300円	0円
市民税非課税世帯	230円 【180円】（※4）	240円 【190円】（※4）	370円
市民税非課税で世帯全員の所得が0円 （※5）の世帯における70歳から74歳までの方	140円 <110円> （※6）	140円 <110円> （※6）	

（※1）食事代の 1 日の自己負担額は 3 食に相当する額を限度とします。

（※2）（ ）は、入院中の医療機関が「入院時生活療養費Ⅱ」に該当する場合の負担額

（※3）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者。

（※4）【 】は、入院医療の必要性の高い患者の方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）で、直近 12 か月の入院日数が 90 日を超えている場合の負担額。

（※5）公的年金等控除額は 80 万円として計算します。

（※6）<>は、入院医療の必要性の高い患者の方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）の負担額。

境界層該当について

各区の生活支援担当から交付される保護申請却下通知書に基づき、医療費の負担区分が下がる制度です。

なお、保護申請却下通知書に記載の負担区分が『（境）』となっている方は、入院時生活療養費における食事代（1 食あたり）が 100 円、居住費が 0 円となります。